

秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例の一部を改正することについて

秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年12月4日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

自転車駐車施設の利用に係る手数料の適正化を目的としてその額を引き上げるとともに、字句の整理を行うため、改正するものであります。

秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例の一部を改正する条例

秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例（昭和54年秦野市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「関し、」を「ついて」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「それぞれ当該各号」を「それぞれの各号」に改める。

第3条第3項ただし書中「当該」を「その」に改める。

第7条第1項第3号を次のように改める。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

第8条第3号を次のように改める。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

第11条第3号中「、市長」を「市長」に改める。

第12条中「関し、」を「ついて」に改める。

別表常時駐車の項中「1, 500円」を「1, 700円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第56号 秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、秦野市が市道に設置する自転車駐車施設及びその施設を利用する者（以下「利用者」という。）から徴収する自転車駐車施設利用手数料（以下「手数料」という。）について必要な事項を定めることにより、道路交通機能の円滑化を図り、もって市民の利便に資することを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>それぞれの各号</u>に定めるところによる。</p> <p>(1)－(3) (略)</p> <p>(常時駐車の申請及び承認)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 駐車の承認期間は、月単位とし、1年を限度とする。ただし、年度途中において承認するときは、<u>その年度</u>の末日までとする。</p> <p>(手数料の還付)</p> <p>第7条 既納の手数料は、これを還付しない。ただし、次に掲げ</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、秦野市が市道に設置する自転車駐車施設及びその施設を利用する者（以下「利用者」という。）から徴収する自転車駐車施設利用手数料（以下「手数料」という。）に<u>関し</u>、必要な事項を定めることにより、道路交通機能の円滑化を図り、もって市民の利便に資することを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>それぞれ当該各号</u>に定めるところによる。</p> <p>(1)－(3) (略)</p> <p>(常時駐車の申請及び承認)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 駐車の承認期間は、月単位とし、1年を限度とする。ただし、年度途中において承認するときは、<u>当該年度</u>の末日までとする。</p> <p>(手数料の還付)</p> <p>第7条 既納の手数料は、これを還付しない。ただし、次に掲げ</p>

る事項のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

(1)・(2) (略)

(3) その他市長が必要と認めるとき。

2 (略)

(手数料の減免)

第8条 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、手数料を減免することができる。

(1)・(2) (略)

(3) その他市長が必要と認めるとき。

(利用者の遵守事項)

第11条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) その他市長が定める事項

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

る事項のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

(1)・(2) (略)

(3) その他、市長が必要と認めたとき。

2 (略)

(手数料の減免)

第8条 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、手数料を減免することができる。

(1)・(2) (略)

(3) その他、市長が必要と認めたとき。

(利用者の遵守事項)

第11条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) その他、市長が定める事項

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

別表（第4条関係）

駐車の区分	手数料	
常時駐車	月額	1,700円
随時駐車	1回	100円

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

駐車の区分	手数料	
常時駐車	月額	1,500円
随時駐車	1回	100円

秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例の一部を改正することについて

1 条例改正の経過

秦野市自転車駐車施設については、昭和62年度から現在まで、手数料の額を変更することなく運営してきました。しかし、建て替えが完了し、本年4月から再度供用を開始した秦野駅北口自転車駐車場では、ゲートシステム、エレベーター、サイクルコンベア等を設置したことにより、利便性が大幅に高まりましたが、一方で光熱水費等の管理費が増加しています。

については、受益者負担の観点から手数料を引き上げるため、秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例の一部を改正するものです。

2 改正前後の手数料比較

区分	改正前	改正後
常時駐車	月額1,500円	月額1,700円
随時駐車	1回 100円	1回 100円

3 施行期日

令和2年4月1日

4 その他

秦野市臨時自転車駐車施設の利用料は、「秦野市臨時自転車駐車場の設置等に関する要綱」により定めているため、議決後に要綱の一部を改正します。

区分	改正前	改正後
常時駐車	月額1,200円	月額1,300円
随時駐車	1回 100円	1回 100円